

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る平成28年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成28年2月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

高齢者安心コール業務委託(単価契約)

(2) 業務内容

本件は、下記の3点を目的とした電話相談業務・電話訪問業務を委託するものである。
ひとりぐらし等の高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう支援する
地域のボランティアによる支えあい活動の推進を図る
見守りが必要な高齢者を支援する

(3) 履行期間

平成28年5月1日から平成31年3月31日まで

平成28年度の契約を含め、当該業務にかかる各年度の予算が議決されることを条件とする。

契約は単年度ごととする。

平成28年5月1日から平成28年6月30日までは運営準備(体制構築・業務研修等)期間とし、運営業務の履行開始は平成28年7月1日とする。

(4) 履行場所

受託者が用意した場所

(5) 電話相談業務・電話訪問業務の電話番号

現在本業務を受託している事業者から引き継ぐか、受託者が用意するものとする。なお、電話番号を継承・用意するにあたっての経費は、すべて受託者が負担することとする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成27年度を含む過去5年度の間、官公庁におけるコールセンター業務等の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 第一次選定

- ア 法人関係書類に関する事項
- イ 運営方針に関する事項
- ウ 運営体制に関する事項
- エ 危機管理体制に関する事項
- オ 経費に関する事項
- カ 事業日程に関する事項

(2) 第二次選定（最終選定）

第一次選定による評価及びプレゼンテーションによる評価

5 手続き等

(1) 担当

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当

（世田谷区役所分庁舎3階）

電話03-5432-2407 FAX03-5432-3085

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成28年2月8日（月）から2月29日（月）の午後4時まで
（土曜、日曜を除く）

場所 (1)に同じ

方法 希望者に無償配付（説明書と引換えに名刺を提出すること）

世田谷区のホームページからもダウンロード可

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/910/d00144376.html>

トップページ> 暮らしのガイド> 福祉・健康> 高齢・介護> 高齢者施策に係る計画・方針等

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

期限 平成28年2月29日（月）午後4時まで必着

場所 (1)に同じ

方法 持参またはFAX（FAXの場合は要電話連絡）

(4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

期限 平成28年3月25日（金）午後4時まで必着

場所 (1)に同じ

方法 提出日時を事前に電話で予約の上、持参

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無
【有】平成29年度世田谷区高齢者安心コール業務委託(単価契約)
平成30年度世田谷区高齢者安心コール業務委託(単価契約)
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は、区に帰属する。
- (8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。
- (9) 事業者からの提出物は返却しない。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。
- (12) 詳細は提案要求説明書による。